

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第937号 平成27年5月28日

リベンジポルノ

「リベンジポルノ」という問題は、情報化が急速に進展する中でその深刻さを増しています。

札幌においても、3月30日に、元交際相手の女性の裸の写真をツイッターに投稿したとして、私事性的画像記録の提供被害防止法（いわゆる「リベンジポルノ防止法」）違反の疑いで、札幌市内の男子大学生が逮捕されるという事件が発生しており、「リベンジポルノ」は遠い世界の話ではなくなっています。

「リベンジポルノ」というのは、離婚した元配偶者や別れた元恋人の裸の写真や動画等をインターネット上に流出させる行為をいい、その目的は「復讐のための嫌がらせ」といって良いでしょう。

「リベンジポルノ」は、高度に情報化した社会がもたらした負の側面が強いと思いますが、深刻なのは、写真や動画がいったんネット上に流出すると広範囲に拡散し、完全に削除する事は殆ど不可能になってしまうという事です。

スマートフォン等の普及により、今や誰でも手軽に撮影した画像をネット上に投稿出来る環境になっていますが、根本の問題は、「リベンジポルノ」に手を染める人間の、やって良い事と悪い事の判断基準の甘さや、やった結果の重大さに思いが至らない想像力の欠如にあると思います。

「リベンジポルノ」が注目されたのは、2013年（平成25年）10月に発生した「三鷹ストーカー殺人事件」がきっかけといわれています。この事件では、加害者の男性が元恋人である被害女性のプライベートの写真や映像をネット上に拡散させ、大きな問題となりました。

ポルノ画像をネット上に流す行為は、「児童ポルノ禁止法」はじめ刑法上の「わいせつ物頒布等の罪（第175条）」や「名誉棄損罪（第230条）」、「侮辱罪（第231条）」等によってその責任を問われる可能性があります。しかし、「リベンジポルノ」は、そうした既存の法律では抑止する事が出来ない程に深刻な状況となっており、2014年（平成26年）11月、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）」が制定されるに至っています。

この法律によって、第三者が撮影対象者を特定出来る方法で、ネット等を通じて不特定又は多数の者にポルノ画像を提供した場合には、3年以下の懲役又は50万

円以下の罰金に処せられる事となりました（同法第3条）。この「リベンジポルノ防止法」が出来た事で「リベンジポルノ」が処罰し易くなりましたので、「リベンジポルノ」に対して一定の抑止効果はあると思いますが、現実には、先程も述べたように一度ネット上に流出した画像を完全に消し去る事は難しく、この法律によっても、一度「リベンジポルノ」の被害者になってしまった場合には、その原状回復は不可能に近いといっても過言ではありません。

また、「リベンジポルノ」が極めて卑劣な行為である事はいうまでもありませんが、同時に不思議に思う事は、被害者となっている女性の方々が安易に自分の裸の画像を相手に撮らせたり、提供したりしている事です。その無防備さに驚きますが、特に、ネット上で知り合ったという相手に、自分の裸の画像等を送るというのは、殆ど信じ難い事です。

各学校では、情報教育の中で、ネットとの付き合い方や安全に利用するための方法等について指導していただいておりますが、一度自分の画像がネット上に流出したら完全には削除出来ないというネット利用上の危険性について子ども達が十分に受け止められるよう、関係機関とも連携しながらより一層臨場感のある指導に努めて欲しいと思います。

また、子ども達には自分をもっと大切にしたいと願っています。各学校においては、子ども達にそうした気持ちが芽生え、育つように、保護者ともしっかり手を携え、学校教育のあらゆる場面を通して指導の徹底を図っていただきたいと思っています。